

函館市消防本部衛生管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市職員安全衛生管理規則（昭和58年函館市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、消防職員の衛生管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長（消防本部にあつては課長、消防署にあつては消防署長（以下「署長」という。）をいう。）は、当該所属における衛生管理についての責任者として、所属職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、常に衛生について守るべき責務を誠実に遵守し、自己管理に努めるとともに、規則およびこの要綱に基づいて実施する衛生上の措置に従わなければならない。

(衛生管理者)

第4条 規則第10条に定める衛生管理者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定める資格を有する者の中から選任する。

(衛生推進者)

第5条 規則第11条の4に定める衛生推進者は、支署長および出張所長をもって充てる。

(衛生委員会の委員)

第6条 規則第24条の4第1項に定める衛生委員会の委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 消防本部次長（消防署にあつては、副署長） 1名
- (2) 衛生管理者 1名
- (3) 産業医 1名
- (4) 消防司令以下の階級にある職員の中から、委員の半数を、職員の推薦に基づき消防長が指名する職員

(衛生委員会の共同開催)

第7条 全ての衛生委員会において共通の審議事項がある場合、衛生委員会を共同開催することができる。

2 共同開催する場合、消防本部衛生委員会委員長を議長とし、委員は

各消防署衛生委員会委員長および前条各号に定める者とする。

(衛生委員会の庶務)

第8条 各衛生委員会の庶務は、次の各号に定める係および担当において処理する。

- (1) 消防本部衛生委員会 庶務課庶務係
- (2) 北消防署衛生委員会 北消防署予防担当
- (3) 東消防署衛生委員会 東消防署予防担当

2 前条第1項により共同開催する場合、衛生委員会の庶務は庶務課庶務係において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。